

子ども・子育て支援新制度の関連区条例について

家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例

地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）を区が認可するための基準を定めます。

【規定する主な項目】

一般原則、連携施設、非常災害への備え、衛生管理、食事の提供、健康診断、設備・面積基準、職員数、職員の資格要件 等

【国の基準よりも高く設定する予定の区基準の例】

建物の耐震基準、小規模保育事業B型の保育士割合（6割以上）、居宅訪問型保育事業（事業者要件、保育従事者要件を厳格化）等



放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

児童福祉法の規定に基づいて、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の設備や運営に関する基準を定めます。

【規定する主な項目】

一般原則、設備・面積基準、職員数、開所時間、運営規程の策定、苦情対応、保護者との協力、事故発生時対応 等



支給認定及び保育の利用の調整等に関する条例

新制度の給付対象となる施設の利用にあたり、新たに必要となる保育の必要性認定（支給認定）の基準等を定めるほか、認定こども園、保育園、家庭的保育事業等の利用調整等に関する事項について定めます。

【規定する主な項目】

支給認定に係る事由のうち区が定めることとされている項目、保育園等の利用申込 等



特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例

認可を受けた施設等からの申請に基づいて区が行う「確認」により、その施設等は給付による財政支援の対象となります。そして、実際に給付を受けるために、施設等が満たさなければならない運営に関する基準を定めます。

【規定する主な項目】

一般原則、利用定員、応諾義務、利用者負担、評価の実施、運営規程の策定、虐待等の禁止、苦情対応、地域との連携、事故防止・発生時対応、会計区分、諸記録の整備 等

【国の基準よりも高く設定する予定の区基準の例】

事故報告書の提出義務、施設ごとの経理区分、財務諸表の公表、職員賃金台帳の整備、委託契約等書類の整備 等



保育料条例

新制度の給付対象となる施設、事業の保育料等について定めます。区立幼稚園については、で別に定めます。

【規定する主な項目】

保育料額、保育料額の決定方法、減免となる場合の要件、区立保育園の延長保育料 等

世田谷区立幼稚園の保育料等に関する条例

区立幼稚園の保育料等について定めます。

【規定する主な項目】

保育料額、保育料額の決定方法、減免要件、預かり保育料 等

条例の名称は全て仮称です。

子ども・子育て会議条例

子ども・子育て支援法において、設置することが努力義務となっている世田谷区版子ども・子育て会議について、必要な事項を定めます。

【規定する主な項目】

子ども・子育て会議の所掌事項、組織、委員の任期 等

